

令和 6 年度

定例監査及び行政監査報告

(期日：令和 7 年 3 月 25 日)

うるま市監査委員



う監第359002号

令和7年3月25日

うるま市長 中村 正人 様

うるま市監査委員 沢 紙 孝盛



うるま市監査委員 豊 濱 光則



うるま市監査委員 佐久田 惺



定例監査及び行政監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

なお、この結果に基づき又はこの結果を参考として、関係機関において措置を講じたときは、同法同条第14項の規定により、その旨を通知することになっております。

定例監査及び行政監査の結果に関する報告

第1 監査の対象とした部課等

- (1) 総務部 …………… 行政マネジメント課、職員課
 - (2) 企画部 …………… 企画政策課、プロジェクト推進1課
 - (3) 防災広報対策部 …… 危機管理課、秘書広報課、共生推進室
 - (4) 財務部 …………… 資産マネジメント課、市民税課、資産税課
 - (5) こども未来部 …… こども政策課、こども家庭課、保育こども園課、子育て包括支援課
教育保育支援課、こども発達支援課
 - (6) 市民生活部 ……… 健康支援課、国民健康保険課、環境政策課、不法投棄対策室、市民課
 - (7) 経済産業部 ……… 商工振興課、観光イベント課、スポーツ課
 - (8) 農林水産部 ……… 農林水産政策課、生産振興課
 - (9) 行政委員会 ……… 選挙管理委員会
- 以上 27 課

第2 監査期間及び対象年度

- 1 期 間 : 令和6年10月7日～令和7年3月25日
- 2 対象年度 : 令和5年度

第3 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合规性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性

第4 監査の方法

定例監査及び行政監査は、うるま市監査基準（令和2年監査委員告示第7号）に準拠し、提出された監査資料を、前項の着眼点に基づき証憑突合、分析、質問等の手法により監査を実施した。

第5 監査の結果

監査の結果は、次に掲げるとおり報告する。なお、軽微な事項については口頭にて指摘し改善を促したので省略する。監査結果に対し改善等の措置を講じたときは、地方自治法（以下「法」という）第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知するものとされていることから適切に対応していただきたい。

1 全体意見

①年度末・年度開始時期の契約行為について

今回の監査では、昨年度同様に契約事務に関する不備が多く見受けられた。特に長期継続契約の手続や債務負担行為の設定等に関するもので、見積徴取依頼、予定価格の設定（予定価格調書作成を含む）及び契約締結に係る起案時期や契約締結日について、適正に運用されていないケースが目立った。

年度末・年度開始時期の上記事項の一連の契約行為については、担当職員や所属長等も含め、契約検査課から発出されている各マニュアル等に留意した事務の執行を徹底していただきたい。

②事務引継ぎについて

機構改革等による所管事務の移行や人事異動に伴い、事務引継ぎが不十分なケースが見受けられた。前所管部署や前任者から処理途中の業務（特に年度開始前後の契約締結事務等）や懸案事項等には留意し、適正な事務引継ぎを徹底していただきたい。

③出張に係る復命書について

事務決裁規程では、出張命令及び復命に対する決裁権者は同一となっているにも関わらず、復命書に対する決裁において、副市長又は部長までの回付となるものが部長又は課長までの回付とされ規程とは異なる処理がなされているケースが見受けられた。復命書作成時に決裁欄を任意で設け回付しているため生じるものと思慮されるが、事務決裁に関する決裁権者の確認については、留意していただきたい。

④時間外勤務について

一部の職員について、時間外勤務の状況に偏りが見受けられた。令和3年11月に施行された「うるま市職員の時間外勤務手当に関する規程」や令和6年4月15日付けうるま市衛生委員会発出の「過重労働による健康障害の防止について」の趣旨を踏まえ、引き続き職員の健康に配慮した勤務の改善、業務の平準化及び効率化を図り、時間外勤務の縮減に取り組んでいただきたい。

⑤切手等の管理について

全体的にエクセル管理が進んでおり、運用上の課題はあるものの業務効率化やペーパーレス化が推進されている印象を受けた。しかしながら月締めの確認漏れ等が散見される状況もあることから、切手については、現金と同様であることに留意し、管理を徹底していただきたい。

2 部課別事項

【総務部】

○ 行政マネジメント課 特になし

○ 職 員 課

ア 全体意見④⑤を参照

イ 現在、週休日に開催される市のイベント業務に従事した担当課以外の職員については、振替休暇で対応する運用がなされているが、これは本業に充てるべき勤務時間を休暇に振替えることとなる。これらのイベント業務については、従事する職員の健康に留意しつつ、イベント担当課において予算を確保し、時間外勤務手当で対応できるよう全庁的な取組みを検討していただきたい。

【企画部】

○ 企 画 政 策 課

ア 全体意見③④を参照

イ 機械警備委託料（島しょ地域交流施設）について、前年度中（令和5年3月30日）に特命随契に係る見積依頼及び予定価格調書の作成がなされているが、契約締結は、令和5年4月1日となっていた。長期継続契約の事務取扱要領等に則した適正な契約手続きを行っていただきたい。※全体意見①を参照。

○ プロジェクト推進1課

ア 全体意見③を参照

【防災広報対策部】

○ 危 機 管 理 課

ア 全体意見⑤を参照

イ 「自主防災組織防災士資格取得費補助金」において、要綱第4条において、「補助対象者を推薦する人数は、最大2名までとする」と規定されているが、3名推薦されていた。要綱に基づいた適正な運用を行っていただきたい。

○ 秘 書 広 報 課

ア 全体意見③⑤を参照

イ 準公金（うるま市新春交歓会実行委員会）について、うるま市準公金取扱規程第12条に基づく所管部長への報告がされていなかった。準公金の会計事務の適正化及び事故防止を図る観点から、取扱規程に基づいた適正な事務処理を行っていただきたい。

○ 共生推進室 特になし

【財務部】

○ 資産マネジメント課

ア 全体意見⑤を参照

○ 市民税課

ア 全体意見④を参照

イ 「課税原票イメージ管理システム賃貸借契約」において、長期継続契約として契約されているが、契約書に明記されておらず、特約事項の記載もされていなかった。長期継続契約の事務取扱要領に則した契約書作成を行っていただきたい。※全体意見①を参照。

○ 資産税課

ア うるま市税条例第 71 条第 1 項第 2 号（公益のために直接専用する固定資産）に係る減免申請において、「門中で使用されている神屋・拝所等」が減免取扱要綱第 4 条第 4 項に規定する「地域又は不特定多数の者が利用するもので、当該地域の共同体的施設として、その本来の使用に際し制限のないもの」に該当するとして減免されているが、「門中で使用されている神屋・拝所等」が地域又は不特定多数の者に利用されている具体的な事実は確認できなかった。減免対象資産の使用実態等について、具体的かつ厳正に把握した上で更に適正化に努めていただきたい。

【こども未来部】

○ こども政策課

ア 「第三の居場所学力等調査事業」において、各学校への「学力調査の納品及び検収報告」が 7 月末になされているが、市への報告（日付）が確認できる資料が添付されておらず、検査調書の作成が 9 月 20 日となっていた。工事以外のその他の給付に係る給付完了の確認又は検査の時期については、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律第 5 条で「10 日以内の日」と規定されていることから、これに基づく給付完了の確認又は検査時期を遵守のうえ、検査調書作成を含む事務手続きを徹底していただきたい。

イ 「子どもの居場所整備事業」において、「予算規則第 20 条第 4 項第 4 号で「流用を受けた経費又は予備費充用した経費の他の経費への流用は禁止する」と規定されているにも関わらず、流用増・補正増した調査業務委託料からさらに他の手数料や委託料の予算に流用されていた。法令等に基づいた適正な予算執行を徹底していただきたい。

○ こども家庭課 特になし

○ 保育こども園課

ア 全体意見⑤を参照

イ 保育所徴収金（滞納分）等の徴収業務及び債権管理については、総合福祉システムで保育に関する相談等の記録と合わせて納付交渉等の状況も記録されていたが、債権管理条例に基づく債権管理台帳は作成されていなかった。滞納処分等の事務が円滑に執行できるよう当該条例に則した台帳を整備し、適正な債権管理を行っていただきたい。

○ 子育て包括支援課 特になし

○ 教育保育支援課

ア 「衛生器具修繕契約」「給食外部搬入委託契約」について、見積依頼の起案がされていなかった。事務事業においては、必ず起案文書を作成し、上司の決裁を得るなど適正な事務執行を求めるとともに管理体制の改善を行っていただきたい。

○ こども発達支援課

ア 「発達相談業務委託契約」について、予定価格設定調書作成及び見積徴取依頼（本見積）が令和4年度中に行われており、見積徴取業者選定書の作成もなされていなかった。うるま市見積徴取の基本方針に基づいた適正な事務処理を行っていただきたい。

※全体意見①を参照。

イ 「公用車賃貸借契約」について、一般競争入札として執行伺いがなされているが、5社に対し指名競争入札と同様に通知し、入札を実施する等、一般競争入札と指名競争入札を混同した事務手続きとなっていた。それぞれの競争入札に関し、必要な事務手続きについて法令、例規及び市の方針等に基づき、適切に実施していただきたい。

ウ 「事業者運営負担金」について、負担金に係る契約・協定書等が作成されておらず、協議が行われたとする議事録に基づき、負担金が支出されていた。市の支払い根拠となるための契約書等の締結を行うなど適正な事務処理に努めていただきたい。

【市民生活部】

○ 健康支援課

ア 全体意見⑤を参照

イ 「ベジチェック賃貸借契約」について、令和5年3月15日に予定価格の設定と見積依頼がなされ、令和5年4月1日の契約締結となっていた。債務負担行為の設定がある場合や長期継続契約での契約手続きを除き、年度開始前における契約事務の取扱いについては、「予定価格設定及び入札は、予算執行に含まれると解されるため、予算が有効となる4月1日以降に可能」とされていることから、年度開始直後から履行が必要となる契約については、法令等を確認のうえ、適正な事務処理に努めていただきたい。

※全体意見①を参照。

○ 国民健康保険課

ア 全体意見④⑤を参照

イ 特殊勤務手当は、「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。」（うるま市職員の給与に関する条例第15条）と規定されている。すなわち、特殊勤務手当は、著しく困難、危険、不快又は不健康な勤務その他通常にない勤務であることと併せて、その特殊性を給料で考慮することが適当でない場合に支給できるものとなっている。

特殊勤務手当の支給について、令和5年度に月額支給から日額又は回数ごとへの変更が実施されたところであるが、これは、特殊勤務に従事した実績に沿って支給することを目的としている。

現在、納付書発行や窓口徴収、納税相談等に伴う現金取扱に対して、徴税手当が支給されているが、公金ステーションの導入により、現金取扱件数は大幅に減少していることも踏まえ、その業務内容が「危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務」に該当するのか、社会情勢の変化や市民感覚、国や県の動向を踏まえ、当該手当を支給することの必要性や支給基準の妥当性等について検討いただきたい。

ウ 「国保事務処理標準システム運用保守サービス契約」において、予定価格が令和5年3月27日に設定され、令和5年4月1日に契約していた。年度開始前における契約事務の取扱いについては、「予定価格設定及び入札は、予算執行に含まれると解されるため、予算が有効となる4月1日以降に可能」とされており、適正な事務処理を行っていただきたい。※全体意見①を参照。

エ 「産前産後期間の保険税減免措置に伴うシステム改修業務契約」において、契約額1,089,000円の随意契約の根拠が、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号となっていた。法令や随意契約ガイドラインに則した適正な事務処理を行っていただきたい。

○ 環 境 政 策 課

ア 全体意見⑤を参照

イ 粗大ごみ処理券販売委託契約において、会計規則第 34 条第 2 項（市税等収納事務受託者である旨を証する書類交付）に基づく告示がされていなかった。会計規則に基づいた適正な事務処理を行っていただきたい。

○ 不法投棄対策室 特になし

○ 市 民 課 特になし

【経済産業部】

○ 商 工 振 興 課

ア 「市産品 P R 用パンフレット増刷業務」について、設計書への決裁印もれ、引用法令等の誤り、見積書の不備、收受印漏れ等が確認された。法令や随意契約ガイドラインに基づいた適正な事務処理を行っていただきたい。

イ 「さとふるプロモーション（随意契約）」について、見積依頼等の契約締結までの事務手続きに係る書類（随意契約理由書・見積徴収業者選定書含む）が確認できなかった。契約締結までに必要な事務手続きは、安易に省略することなく適切に執行していただきたい。

ウ 「シュレッダー導入業務」について、令和 6 年 3 月 31 日に納品されており、年度末の備品購入となっていた。その年度に真に必要な予算については、計画的かつ適正な執行を徹底していただきたい。

エ 「うるま市信用保証料助成金」について、申請から確定通知までの書類上で「助成金」と「補助金」の文言が混在しており、確定通知書の文書取扱についての不備も確認された。交付規程等に基づいた適正な事務執行に努めていただきたい。

○ 観光イベント課

ア 全体意見②④⑤を参照

イ 県外出張で、職員以外の者へ旅費が支給されているが、当該職員以外の者への旅費については、根拠を確認のうえ支給する必要がある。旅費条例及び旅費マニュアルに基づいた適正な予算執行を徹底していただきたい。

ウ 「観光防災危機管理対策事業 普及啓発業務委託契約」において、契約書では、契約金額は 2,959,660 円となっているが、業務着手届・実績報告書では、業務委託料 2,960,370 円と異なっていた。提出された書類については、十分な確認を行う等適正な事務処理を行っていただきたい。

○ スポーツ課

ア 全体意見②③を参照

イ 準公金（うるま市スポーツ少年団運営費）について、うるま市準公金取扱規程第 12 条に基づく所管部長への報告がされていなかった。準公金の会計事務の適正化及び事故防止を図る観点から、取扱規程に基づき、確実に是正されたい。

ウ 「うるま市立学校体育施設維持管理業務委託契約」について、契約書への長期継続契約の記載漏れや、随意契約理由書や随意契約結果書などが作成されていなかった。随意契約ガイドラインに則した適正な事務執行を徹底していただきたい。

【農林水産部】

○ 農林水産政策課

ア 全体意見③を参照

イ 農林水産まつり補助金について、イベント内容変更等により 9 月補正で 4,400 千円の予算が計上された後、11 月には、4,500 千円が予備費充用で増額され、当初見込額から大幅に超過した 8,567 千円の支出となっていた。今後は、計画性のある事業運営と予算執行を徹底していただきたい。

○ 生産振興課 特になし

【行政委員会】

○ 選挙管理委員会 特になし